

職員の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

国家公務員の旅費法の改正を踏まえて実施した職員の旅費支給に関する条例の一部改正（令和 8 年条例第 7 号）に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

(1) 移転旅費の支給対象の整備（第 2 条関係）

移転旅費の支給対象となる職員について、国、他自治体からの割愛職員や、特殊な技術や経験が必要で採用が著しく困難な職に勤務する職員を規定

(2) 国家公務員の旅費法に準じる改定（第 3 条、第 5 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条関係）

ア 旅行役務提供者の定義

イ 出張命令の変更や災害に伴う損失に対しての旅費の支給の要件の整備

ウ 転居費の支給に係る要件の整備

エ 旅費の返納が必要となった場合の給与からの差引可能とする費目の規定

(3) 宿泊料の上限に関する特例（第 8 条関係）

宿泊施設の料金が、条例別表に基づく宿泊料の基準額を超える場合に、基準を超えて支給をすることの出来る要件を規定

(4) 外国旅費の規定の削除（改正前第 9 条関係）

外国旅費の計算方法等について、国家公務員に準拠することとしたことに伴い規定を削除

第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

岩見沢市規則第 26 号

職員の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

岩見沢市長 松野 哲

職員の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給に関する条例施行規則（昭和 39 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条から第 12 条までを削り、第 8 条を第 12 条とし、第 7 条を第 11 条とし、第 6 条を削り、第 5 条を第 10 条とし、第 4 条を第 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（宿泊料の特例）

第 8 条 条例第 14 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が条例別表第 1 で規定する宿泊料を超える場合であって、出張命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から安価な宿泊施設を選択するとき。

第 3 条中「市長が定める地域は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 14 条及び第 15 条に規定する地域をいう」を「規則で定める地域は、東京都の特別区の存する地域、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、さいたま市、千葉市、相模原市、川崎市、堺市、広島市又は福岡市とする」に改め、同条を第 7 条とする。

第2条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給に係る特例)

第5条 条例第3条第4項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用をするため支払った金額で、所要の払戻しを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受けることができる者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のために支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の範囲内の額
- (3) 手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額

2 条例第3条第5項の規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 条例第3条第5項に規定する者の責めに帰することができない事
- (2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事由

3 条例第3条第5項の規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる旅費額
- (2) 現に所持していた旅費の一部を喪失した場合には、前号に定める額から喪失を免れた旅費額を差し引いた金額

第1条の2を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(赴任による旅行の旅費)

第2条 条例第2条第1項第6号の市長が特に必要と認めた者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の要請により、国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き

続いて職員となった者

(2) 特殊の技術、経験等を必要とし、かつ、その採用が著しく困難である
職に採用された者

(旅行業者等)

第3条 条例第2条第1項第10号の規則で定める者は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

2 条例第2条第1項第10号の規則で定めるものは、役務及び政令第2条第1項第9号に規定するカード等とする。

第13条を次のように改める。

(転居費の算定方法等)

第13条 条例第21条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 職員が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

第14条を次のように改める。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第14条 市内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全

地域内)における勤務地の変更に伴う旅行については、市長が認める場合を除き、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第15条第1項中「第29条」を「第27条」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(給与の種類)

第16条 条例第29条第2項に規定する給与の種類は、一般職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当又はこれらに相当する給与とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費支給に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。